

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月28日
【計算期間】	第2特定期間（自 平成20年7月31日 至 平成21年1月30日）
【ファンド名】	日経平均参照デリバティブ投信・分配追求型 0 7 0 7
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡 村 進
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、日経平均株価の動きに応じて、利息、償還日、および償還価格が変動するユーロ円債を主要投資対象とし、一定の条件に基づき、より高い収益の分配を目指します。

信託金限度額

550億円を上限とします。

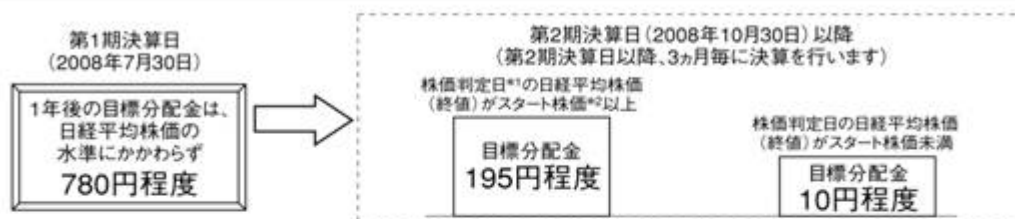
ファンドの基本的性格

ファンドは単位型株式投資信託です。

ファンドの特色

日経平均株価の動きに応じて、利息、償還日、および償還価格が変動するユーロ円債を主要投資対象とし、一定の条件に基づき、より高い収益の分配を目指します。

1. 第1期の決算日には、日経平均株価の水準にかかわらず780円程度の収益分配を目指します。
第2期決算日以降は、日経平均株価の水準により、以下の収益分配を目指します(1口当り、課税前)。



2. ファンドは、以下の条件を満たした場合、繰上償還します。

2008年7月の決算日(第1期)から2010年4月の決算日(第8期)までの株価判定日の日経平均株価(終値)が、スタート株価の110%以上となった場合、当該決算日にファンドは繰上償還し、元本と目標分配金を確保することを目指します。

スタート株価の110%以上の場合

繰上償還します。

3. 上記条件で繰上償還されなかった場合には、ファンドは、2010年7月30日に満期償還となります。

目標とする満期償還価額は、エンド株価(2010年7月20日の日経平均株価の終値)により変動します。

償還価額の一例(スタート株価=18,000円の場合の例)

スタート 株価(例)	エンド株価	エンド株価 の水準	満期償還価額 (1口当り、課税前)
18,000円	21,600円	120%	12,000円程度+目標分配金
	18,000円	100%	10,000円程度+目標分配金
	14,400円	80%	8,000円程度+目標分配金

<目標とする満期償還価額>

$$10,000円 \times \frac{\text{エンド株価}}{\text{スタート株価}} + \text{目標分配金}$$

エンド株価がスタート株価を下回った場合には、元本割れする場合があります。

上記は、スタート株価を18,000円とした場合に目標とする満期償還価額の一例であり、実際のスタート株価とエンド株価の水準により計算結果は異なります。

- ・ファンドは、2007年10月1日以降、原則として、毎営業日にご換金の申込を受け付けます(ご換金不可日*3を除きます)。
- ・ファンドの基準価額は必ずしも日経平均株価の動きに連動しません。そのため、日経平均株価の変動率とファンドの基準価額の変動率は異なります。

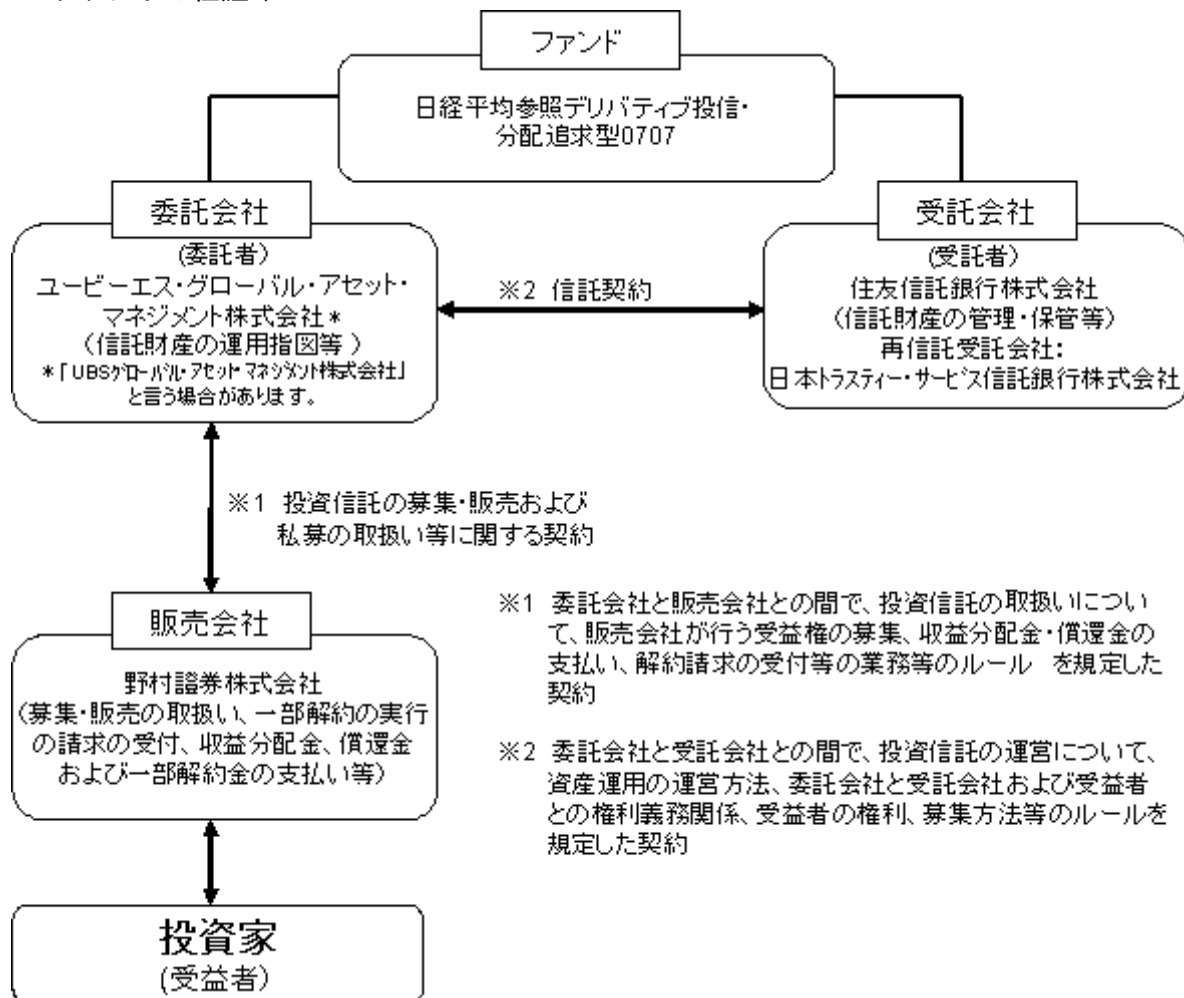
*1 「株価判定日」とは、2008年7月以降の毎年1月、4月、7月、10月の各20日(休業日の場合は前営業日)です。第1回株価判定日は2008年7月16日とします。

*2 「スタート株価」とは、2007年7月31日から2007年8月6日までの5営業日の日経平均株価(終値)の平均値(円未満切捨て)です。

*3 「ご換金不可日」とは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休業日をさします。

(2) 【ファンドの仕組み】

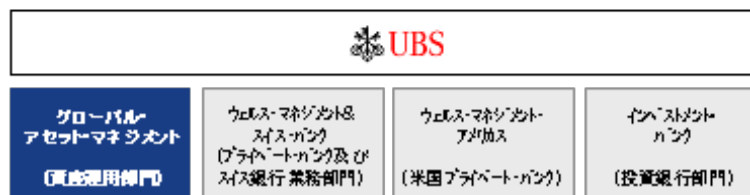
ファンドの仕組み



UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

- ファンドの委託会社であるUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社は、UBSグループの資産運用部門であるUBSグローバル・アセット・マネジメントの日本拠点として、投資信託の運用および機関投資家向け運用サービスの提供を行っています。
- UBSグローバル・アセット・マネジメントは世界25カ国に約3,800人の従業員を擁し、運用資産総額約49兆円を有する世界有数の運用機関です。(2008年12月末現在)

UBSグループ(2009年2月10日現在)



委託会社の概況（平成21年4月28日現在）

- ・ 資本金 22億円

- ・ 沿革

平成 8年 4月 1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
平成10年 4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年 7月 1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年 4月 8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に 商号変更

- ・ 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2【投資方針】

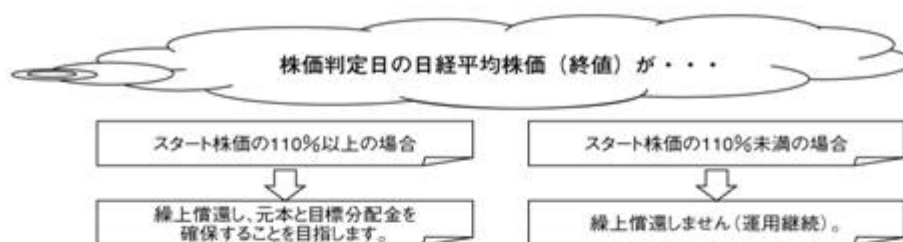
(1)【投資方針】

1. 主として信託契約締結日（2007年7月31日）から2007年8月6日までの日経平均株価の終値の平均値（円未満切捨てとし、「スタート株価」といいます。）に対する日経平均株価の終値の水準によって償還価格が決定され、あらかじめ発行条件の定められているユーロ円債に投資し、可能な限り高位に組み入れます。
2. 2008年7月の決算日から2010年4月の決算日までの株価判定日（2008年7月以降、2010年4月までの毎年1月、4月、7月、10月の各20日、休業日の場合は前営業日、第1回の株価判定日は2008年7月18日とします。）の日経平均株価の終値がスタート株価の110%以上となった場合、当該決算日にファンドは繰上償還します。この場合の繰上償還価額は「10,000円（元本）+目標分配金」（1口当たり、課税前）の確保を目指します。
3. 2010年4月までの株価判定日の日経平均株価の終値が一度もスタート株価の110%に達しなかった場合、ファンドは、2010年7月30日に満期償還します。この場合、目標とする償還価額は、エンド株価（2010年7月20日の日経平均株価の終値）により変動し、「10,000円（元本）×（エンド株価÷スタート株価）+目標分配金」（1口当たり、課税前）の確保を目指します。

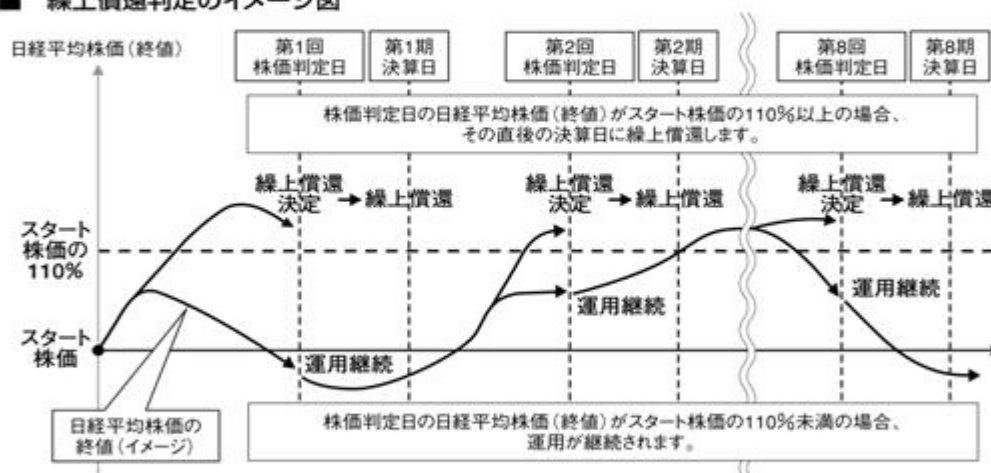
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドは、第8回までの株価判定日において、以下の条件を満たした場合、繰上償還となります。

2008年7月の決算日（第1期）から2010年4月の決算日（第8期）までの株価判定日の日経平均株価（終値）がスタート株価の110%以上となった場合、当該決算日にファンドは繰上償還します。



■ 繰上償還判定のイメージ図



上記イメージ図は、ファンドの繰上償還の条件を分かりやすく説明するために作成したものであり、実際の日経平均株価の動きとは異なります。ファンドの基準価額は必ずしも日経平均株価の動きに連動しません。上記イメージ図は、ファンドの将来の運用成果を保証するものではありません。

■ 繰上償還価額の一例（スタート株価18,000円の場合の例）

繰上償還条件		繰上償還価額 (1口当たり、課税前)
スタート株価	株価判定日の日経平均株価（終値）	
18,000円	19,800円以上	元本＋目標分配金を確保することを目指します。

上記は、スタート株価を18,000円とした場合に目標とする繰上償還価額の一例であり、実際のスタート株価により繰上償還条件は異なります。また、ファンドの将来の運用成果を保証するものではありません。

第8回株価判定日(2010年4月20日)までの株価判定日の日経平均株価(終値)が一度もスタート株価の110%に達しなかった場合、ファンドは、2010年7月30日に満期償還となります。



満期償還の場合、目標とする償還価額は、エンド株価(2010年7月20日の日経平均株価の終値)により変動し、上記の計算式が目安となります。

■ 満期償還価額の一例(スタート株価18,000円の場合の例)

スタート 株価(例)	エンド株価	エンド株価 の水準	目標分配金	満期償還価額(1口当り、課税前)
18,000円	23,400円	130%	195円程度	13,195円程度
	21,600円	120%		12,195円程度
	19,800円	110%		11,195円程度
	18,000円	100%		10,195円程度
	16,200円	90%	10円程度	9,010円程度
	14,400円	80%		8,010円程度
	12,600円	70%		7,010円程度

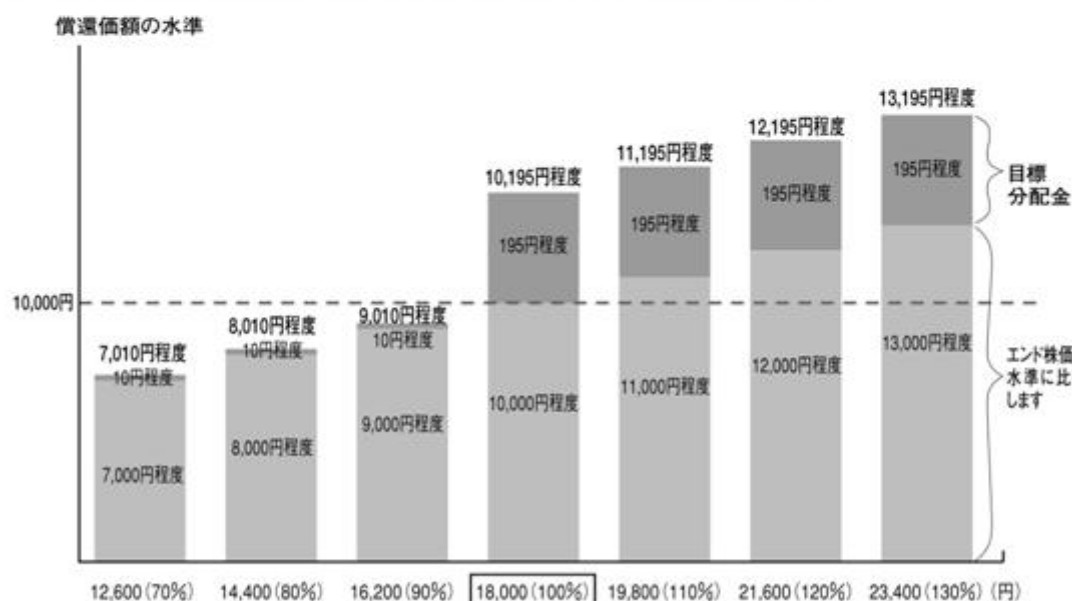
10,000円 × $\frac{\text{エンド株価}}{\text{スタート株価}}$ + 目標分配金(第9期)

* エンド株価がスタート株価以上の場合：195円程度
 エンド株価がスタート株価未満の場合：10円程度

エンド株価がスタート株価を下回った場合には、元本割れする場合があります。

上記は、スタート株価を18,000円とした場合に目標とする満期償還価額の一例であり、実際のスタート株価とエンド株価の水準により計算結果は異なります。また、ファンドの将来の運用成果を保証するものではありません。

■ 満期償還価額のイメージ図(スタート株価18,000円の場合の例)



第9回株価判定日における日経平均株価(終値)の水準(エンド株価)(スタート株価を18,000円とした場合)

上記イメージ図は、スタート株価を18,000円とした場合、満期償還日において目標とする償還価額を示したものであり、実際のスタート株価とエンド株価の水準により計算結果は異なります。また、上記イメージ図は、将来の運用成果を保証するものではありません。第8回までの株価判定日における日経平均株価(終値)がスタート株価の110%以上となった場合には、ファンドは繰上償還します。その場合、元本と目標分配金を確保することを目指すため、上記の満期償還価額のイメージとは異なります。

日経平均株価とは・・・

日経平均株価(日経225)とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数で、日本経済新聞社により算出、発表されます。当指標は、増資・配当等々の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。日経平均株価(日経225)に関する知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社及び株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価(日経225)の継続的な公表に関し義務を負うものではありません。また日本経済新聞社は、日経平均株価(日経225)の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。なお、日経平均株価(日経225)は構成銘柄が変更されることがあります。当ファンドの運用及び取引に関して、日本経済新聞社及び株式会社日本経済新聞デジタルメディアが保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記は目標としている運用成果であり、将来の目標分配金額、償還価額、運用成果等を保証するものではありません。

■ ユーロ円債を主要投資対象とします。

主要投資対象のユーロ円債について

■ あらかじめ発行条件が定められたUBSAG(UBS銀行)が発行するユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。そのため、ファンドの基準価額は当該ユーロ円債の価格変動を反映します。

■ UBSグループは、スイスを本拠地とし、世界の主要都市にオフィスを配し、約78,000名の従業員を擁する預かり資産規模で世界有数の総合金融機関です。（2008年12月末現在）

■ グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などの業務を展開しています。

■ 1998年にスイス銀行コーポレーションとスイス・ユニオン銀行との合併により誕生しました。

UBSAG(UBS銀行)の格付け
(2009年1月末現在)

格付け機関	格付け
スタンダード&プアーズ	A+
ムーディーズ	Aa2

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、ます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第2項第14号で定めるもの受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託の受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. ならびに15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14条に規定する受益証券発行信託を除きま

す。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債券信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

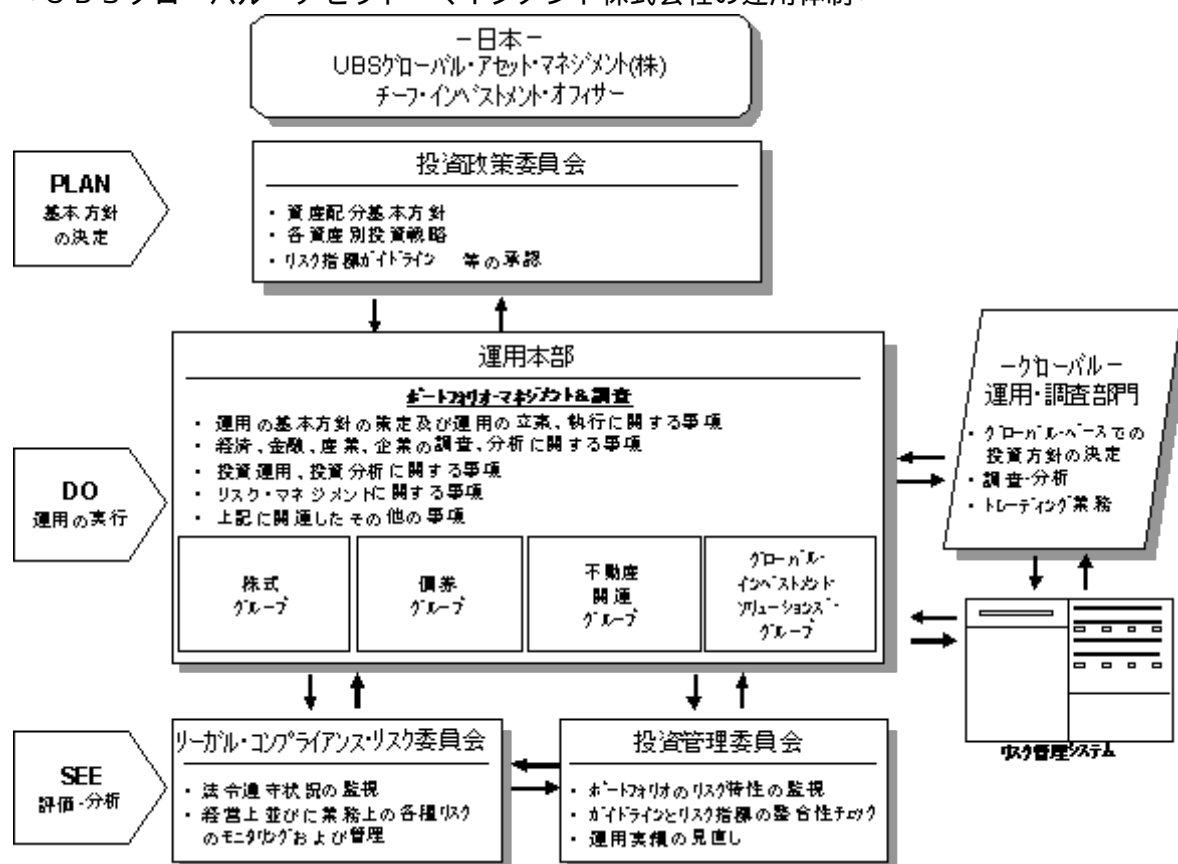
その他の投資対象

委託者は、信託金を、信託約款に定める次に掲げるものにより運用することを指図することができます。

1. 有価証券先物取引等
2. スワップ取引

（３）【運用体制】

< UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社の運用体制 >



（平成21年3月末現在）

上記の体制は今後変更される場合があります。

< 運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理 >

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策及び運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を取締役会直属の機関として設置しております。投資政策委員会はチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）が毎月招集し、その議事運営には、CIOの他、運用本部を構成する各グループのヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー10名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

投資管理委員会：

運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関として投資管理委員会を、取締役会直属の機関として設置しております。投資管理委員会は事務管理本部長が毎月招集し、その議事運営にあたり、事務管理本部長の他、パフォーマンス分析担当者、運用本部の担当者、クライアント・マネジメント部のヘッドまたは担当者、投信営業本部の担当者、法規管理室長の6名程度がメンバーとして参加します。また、これらのメンバーとは別に、当委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リーガル・コンプライアンス・リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上並びに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関としてリーガル・コンプライアンス・リスク委員会を取締役会直属の機関として設置しております。リーガル・コンプライアンス・リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、管理部門統括責任者、法規管理室、運用本部、年金営業部／コンサルタント・マネジメント部、投信営業本部、法人営業部、運用商品開発部、クライアント・マネジメント部、事務管理本部、経理部、インフォメーション・テクノロジー部のそれぞれのヘッドの15名程度により構成されております。また、リーガル・コンプライアンス・リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

（４）【分配方針】

ファンドは毎決算日*4に以下の収益分配を目指します*5。

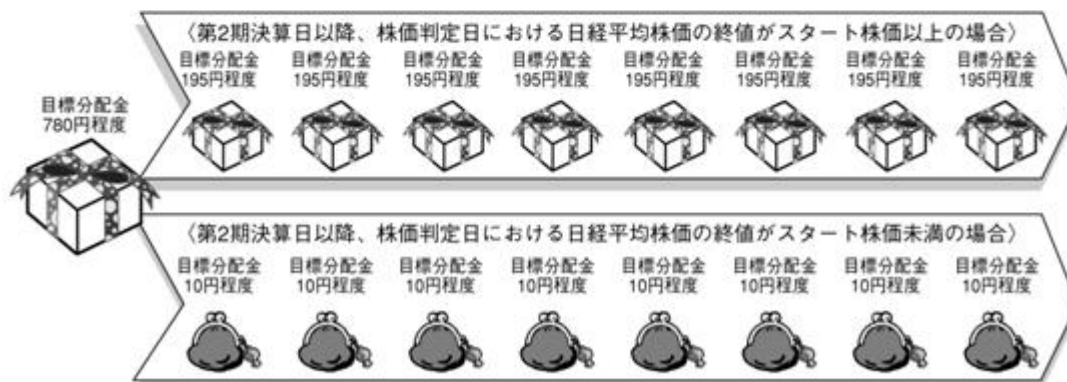
ファンドの設定から約1年後の第1期決算日に780円程度、第2期決算日以降は株価判定日の日経平均株価（終値）の水準に応じて、以下の収益分配を目指します（1口当り、課税前）。

決算日	株価判定日の 日経平均株価（終値）の水準	目標分配金 （1口当り、課税前）
第1期決算日 （2008年7月30日）	日経平均株価（終値）の水準に かわらず	780円程度
第2期決算日以降 （3ヵ月毎）	スタート株価以上の場合	195円程度
	スタート株価未満の場合	10円程度

*4 決算日は、2008年7月以降の毎年1月、4月、7月、10月の各30日（休業日の場合は翌営業日）です。第1期決算日は2008年7月30日とします。

*5 繰上償還となった場合は、当該決算日の目標分配金は償還金の一部としてお支払いします。また、次回以降の決算および目標分配金の支払は行われません。

株価 判定日	第1回 2008年 7月18日	第2回 2008年 10月20日	第3回 2009年 1月20日	第4回 2009年 4月20日	第5回 2009年 7月17日	第6回 2009年 10月20日	第7回 2010年 1月20日	第8回 2010年 4月20日	第9回 2010年 7月20日
決算日	第1期 2008年 7月30日	第2期 2008年 10月30日	第3期 2009年 1月30日	第4期 2009年 4月30日	第5期 2009年 7月30日	第6期 2009年 10月30日	第7期 2010年 2月1日	第8期 2010年 4月30日	第9期 2010年 7月30日



目標分配金は、現時点において目標としている運用成果です。したがって、将来の運用成果を保証するものではありません。目標分配金は、課税前の金額であり、実際のお受取額とは異なります。投資したユーロ円債の発行体の信用状況の変化等によって、上記の分配金がお支払いできない場合があります。

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれか多い額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（注）分配金のお支払いは、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに開始します。

（5）【投資制限】

信託約款による投資制限

1. 公社債への投資割合に制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 外貨建資産への投資は行いません。

5. 投資する株式等の範囲

- ・ 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- ・ 前記の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

6. 信用取引の指図範囲

- ・ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ・ 前記の信用取引の指図は、次のa. からf. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次のa. からf. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（e. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

7. 先物取引等の運用指図

- ・ 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ・ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

8. スワップ取引の運用指図

- ・ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ・ スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ・ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ・ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9. 有価証券の貸付の指図および範囲

- ・ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のa. およびb. の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ・ 前記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ・ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
10. 資金の借入れ
- ・ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ・ 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ・ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

1. デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、日経平均株価の変動に応じて償還価格が決定されるユーロ円債を主な投資対象とします。当ファンドの基準価額は組み入れられる有価証券の値動き等により変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また組み入れた債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

《組入れユーロ円債の価格変動リスク》

ファンドはユーロ円債を主要投資対象とします。ユーロ円債は、金利および日経平均株価の変動等により、価格が変動します。当該債券が値下がりした場合、ファンドの基準価額が下落する場合があります。また、日経平均株価の変動率とファンドの基準価額の変動率は異なります。

《組入れユーロ円債の発行体の信用リスク》

ファンドが主要投資対象とするユーロ円債の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、債務不履行等が生じた場合、または、それらが予測される局面となった場合には、当該債券の価格が大きく下落し、当該債券の利払いや償還金があらかじめ定められた条件で支払われない場合があります。

《組入れユーロ円債の流動性リスク》

ファンドが主要投資対象とするユーロ円債は、特殊な条件等が付されているため、残存期間中に一部売却する場合、十分な流動性の下での取引が行われないため当該債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

《銘柄集中投資によるリスク》

ファンドは特定のユーロ円債を高位に組入れるため、複数銘柄に分散された投資信託と比べて十分な分散投資効果が得られず、当該債券の価格変動が当ファンドの基準価額に及ぼす影響が大きくなる場合があります。

《日経平均株価の構成銘柄入替えリスク》

日経平均株価の構成銘柄変更、株式市場自体の変化などにより、日経平均株価の指標性や価格変動性などが大きく変化した場合、ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。将来、日経平均株価が改廃される可能性もあります。

《途中換金に伴うリスク》

2007年7月31日から2007年9月28日までは、途中換金の受付は行いません。途中換金のお申込みは2007年10月1日以降から受け付けます。途中換金の場合は信託財産留保額がかかります。また、換金価額が元本を下回る場合があります。ご換金代金のお支払いは原則としてご換金のお申込日から起算して7営業日目からとなります。

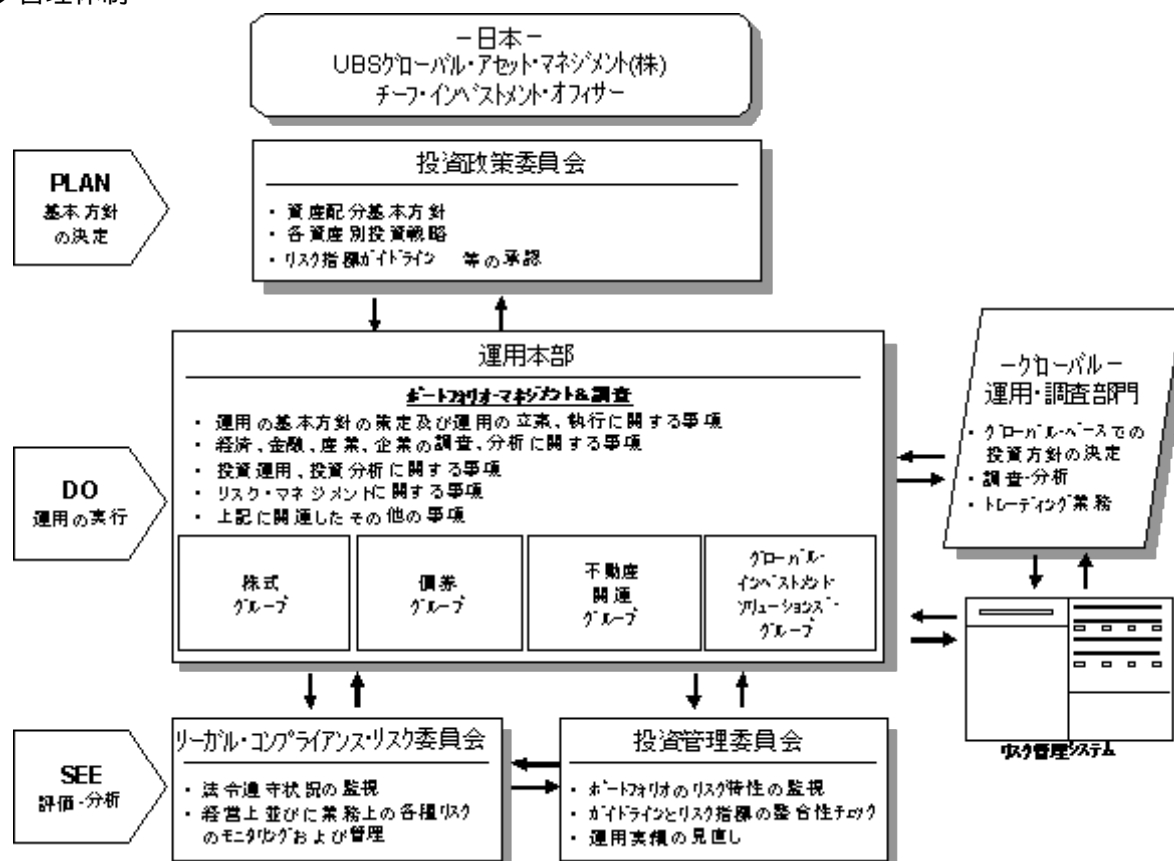
投資信託に関する一般的なリスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。
3. 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります。）。
4. 投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

リスク管理体制



（平成21年3月末日現在）

上記の体制は今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

受益者が、お申込みから換金・償還までに直接的または間接的にご負担していただく主な費用・税金は以下の通りです。なお、税法が改正された場合には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳細は、以下（１）申込手数料から（５）課税上の取扱いの各項目をご参照ください。

《お申込時、収益分配時、換金（解約）時および償還時にご負担いただく費用・税金》

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
申込時	申込手数料	1口1万円につき、1.575%（税抜1.50%）を乗じて得た額
収益分配時	所得税・地方税（１）	収益分配金に対し20%（所得税15%、地方税5%）
換金（解約）時	信託財産留保額	1口当り50円
	所得税・地方税（２）	解約価額（換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額）の元本超過額に対し20%（所得税15%、地方税5%）
換金（買取）時	信託財産留保相当額	1口当り50円
	源泉徴収税相当額	販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額（当該源泉徴収税相当額は、免除されることがあります。）
償還時	所得税・地方税（２）	償還価額の元本超過額に対し20%（所得税15%、地方税5%）

- （１） 原則として、法人の受益者については、15%（所得税）の税率となります。なお、個人の受益者の場合で、年間の配当等の金額の合計額が100万円以下の部分については、平成22年12月31日までは10%の特例措置があります。
- （２） 原則として、法人の受益者については、15%（所得税）の税率となります。なお、個人の受益者の場合で、年間の譲渡所得等の金額の合計額が500万円以下の部分については、平成22年12月31日までは10%の特例措置があります。

なお、上記の内容は平成21年3月1日現在の税制であり、税法が改正された場合には、上記の内容は変更となる場合があります。

《信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用》

時 期	項 目	費 用
保有時	信託報酬	元本(1口当り1万円)総額に対して年率0.903%（税抜年率0.86%） (内訳) 委託会社：0.42%（税抜0.40%） 販売会社：0.42%（税抜0.40%） 受託会社：0.063%（税抜0.06%）
	監査報酬	監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額
	信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに法定書類等の作成に要する費用および当該法定書類等の作成に要する費用に係る消費税等相当額
	売買委託手数料等	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額

(1) 【申込手数料】

1口1万円につき1.575%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金手数料はありません。

信託財産留保額

1口当り50円

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、毎日、信託財産の元本総額に年率0.903%（税抜0.86%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末に、当該末日の受益権口数に対応する金額を、ならびに一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了に係る受益権口数に対応する金額を、信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬の総額（年率）	配 分（年 率）		
	委託会社	販売会社	受託会社
信託財産の元本総額の 0.903%（税抜0.86%）	0.42% （税抜0.40%）	0.42% （税抜0.40%）	0.063% （税抜0.06%）

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および法定書類等の作成に要する費用。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額。

上記（4）その他の手数料等の内、 および は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、保有期間等により異なりますので、事前に表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容は変更となる場合があります。

個人の受益者に対する課税

分配金については、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。ただし、平成22年12月31日までは特例措置として、その年間の分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものは除きます。）以下の部分には、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され申告不要の特例がありますが、100万円超となる場合には20%（所得税15%および地方税5%）の税率となり申告不要の特例は適用されません。

また、一部解約時および償還時の差益については、譲渡所得として課税が行われ、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。ただし、平成22年12月31日までは特例措

置として、その年間の上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円以下の部分には、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例がありますが、500万円を超える場合には20%（所得税15%および地方税5%）の税率となり源泉徴収口座であっても申告不要の特例は適用されません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

なお、法人の益金不算入制度は適用されません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、上記の内容は平成21年3月1日現在の税制であり、税法が改正された場合には、上記の内容は変更となる場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2009年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	日本	250,570,670	99.30
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,762,820	0.69
合計（純資産総額）	-	252,333,490	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細（2009年3月31日現在）

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿 価額 単価 （円）	帳簿価額金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
日本	社債券	U B S 銀行円建日経平均 株価連動債券100727	556,700,000	100.00	556,700,000	45.01	250,570,670	1.338333	2010年7月27日	99.30

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率（2009年3月31日現在）

種類	投資比率（％）
社債券	99.30
合計	99.30

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2009年3月31日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（2009年3月31日現在）

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2009年3月31日現在及び同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1特定期間 (2008年7月30日)	454	501	7,634	8,414
第2特定期間 (2009年1月30日)	246	247	4,394	4,404
2008年3月末日	538	-	7,957	-
2008年4月末日	561	-	8,586	-
2008年5月末日	573	-	8,775	-
2008年6月末日	550	-	8,420	-
2008年7月末日	455	-	7,646	-
2008年8月末日	439	-	7,563	-
2008年9月末日	369	-	6,448	-
2008年10月末日	270	-	4,764	-
2008年11月末日	268	-	4,752	-
2008年12月末日	281	-	4,985	-
2009年1月末日	246	-	4,394	-
2009年2月末日	235	-	4,190	-
2009年3月31日現在	252	-	4,533	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	780
第2特定期間	20

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1特定期間	▲15.9
第2特定期間	▲42.2

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年7月31日 信託契約締結、設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込期間

- ・ 平成19年7月23日から平成19年7月30日まで

(2) 申込単位

- ・ 100口以上100口単位とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 申込価額

- ・ 1口当り1万円です。

(4) 申込手数料

- ・ 1口1万円に対し1.575%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の受付

換金方法は、「解約請求」および「買取請求」による方法があります。

委託者は、ロンドン証券取引所の休業日またはロンドンの銀行の休業日には、ご換金のお申込を受付けません。

原則として、平成19年10月1日以降毎営業日にご換金のお申込を受付けます。

ただし、平成19年8月14日から平成19年9月28日までの期間において、受益者（受益者死亡の場合には、その相続人）が、次のような特別の事由に該当する場合には、ご換金のお申込を受付けます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. 委託者が上記事由に準ずると認めるとき

受益者が上記に規定する事由によりご換金の請求をするときは、販売会社は当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができます。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは受益者のご換金のお申込の受付を中止すること、および既に受付けたご換金のお申込を取消す場合があります。

上記のご換金のお申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金のお申込を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込を撤回しない場合には、当該受益権のご換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金のお申込みを受付たものとして計算された価額とします。

(2) 申込時間

- ・ 午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに、ご換金のお申込が行なわれかつそのご換金のお申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込分とします。

(3) 換金単位

- ・ 1口単位でご換金できます。

(4) 換金の価額

「解約請求の場合」

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（1口当り50円）が差し引かれた価額とします。

$$\text{換金(解約)価額} = \text{お申込みの翌営業日の基準価額} - \text{信託財産留保額(1口当り50円)}$$

お手取額は、解約価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

「買取請求の場合」

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額（1口当り50円）及び源泉徴収税相当額が差し引かれた価額とします。

$$\text{換金(買取)価額} = \text{お申込みの翌営業日の基準価額} - \text{信託財産留保相当額(1口当り50円)} - \text{源泉徴収税相当額*}$$

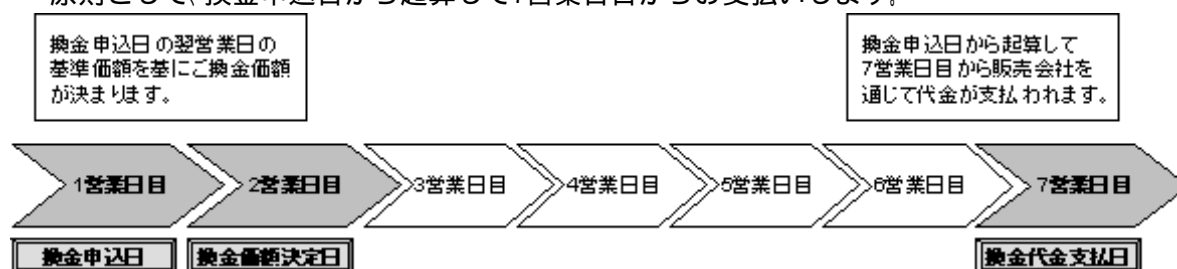
* 当該源泉徴収税相当額は、免除されることがあります。

換金時の費用や税金についての詳細は「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 支払開始日

原則として、換金申込日から起算して7営業日目からお支払いします。



換金(解約)請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、換金請求をするときは、販売会社に対して振替受益権をもって行うものとし、

(6) 課税について

日本の居住者（法人を含む）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容は変更となる場合があります。

個人の受益者に対する課税

分配金については、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。ただし、平成22年12月31日までは特例措置として、その年間の分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものは除きます。）以下の部分には、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され申告不要の特例がありますが、100万円超となる場合には20%（所得税15%および地方税5%）の税率となり申告不要の特例は適用されません。

また、一部解約時および償還時の差益については、譲渡所得として課税が行われ、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。ただし、平成22年12月31日までは特例措置として、その年間の上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円以下の部分には、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例がありますが、500万円を超える場合には20%（所得税15%および地方税5%）の税率となり源泉徴収口座であっても申告不要の特例は適用されません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

なお、法人の益金不算入制度は適用されません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、上記の内容は平成21年3月1日現在の税制であり、税法が改正された場合には、上記の内容は変更となる場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（基準価額の算定）

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当りの金額をいいます。

（有価証券の時価評価基準）

信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

（基準価額の算出頻度と公表）

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問合せいただくことにより知ることができます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成19年7月31日から平成22年7月30日まで。

ただし、後記[その他]「繰上償還」に該当する場合は、この限りではありません。

（4）【計算期間】

原則として毎年1月31日から4月30日まで、5月1日から7月30日まで、7月31日から10月30日まで、および10月31日から翌年1月30日まで。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第1期の計算期間は平成19年7月31日から平成20年7月30日までとし、最終計算期間の終

了日はファンドの信託終了の日とします。

(5) 【その他】

[繰上償還]

(信託契約の解約)

- a . 委託者は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託者は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり、当該債券をすべて売却した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c . 委託者は、株価判定日（平成20年7月以降、平成22年4月までの毎年1月、4月、7月、10月の各20日。休業日の場合は前営業日。以下同じ。）における日経平均株価の終値が、スタート株価（信託契約締結日から平成19年8月6日までの日経平均株価の終値の平均値をいいます。以下同じ。）の110%以上となった場合には、受託者と合意のうえ、当該株価判定日から最も近い計算期間終了日にこの信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、スタート株価の決定期間または株価判定日に、何らかの事情により日経平均株価の算出・発表が停止となった場合等には、組み入れたユーロ円債の発行条件に則して、スタート株価の決定期間または株価判定日を変更することや、組み入れたユーロ円債の計算代理人（引受証券会社等）が適切と判断する値であり、かつ、委託者が適切と判断する値を用いて計算することがあります。
- d . 委託者は、前記 a . から c . の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e . 前記 d . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- f . 前記 e . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . の信託契約の解約をしません。
- g . 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- h . 前記 e . から g . までの規定は、前記 b . から c . の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、前記 a . についても、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 e . の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- a . 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b . 前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更] d . に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[受託者の辞任に伴う取扱い]

- a . 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- b . 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

- a . 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託者は、前記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c . 前記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- d . 前記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . の信託約款の変更をしません。
- e . 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

前記の信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[運用報告書の作成]

委託会社は、第1期決算日(平成20年7月30日)およびそれ以降毎年1, 7月の30日の決算日ならびに償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託者と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売及び私募の取扱い等に関する契約」は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

ただし、受益者が収益分配金について下記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金の支払開始日は、毎計算期間終了日後一カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）とします。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。

（２）償還金受領権

受益者は、信託終了による償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

ただし、受益者が償還金について下記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金の支払開始日は、信託終了日後一カ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）とします。

（注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。

（３）一部解約の実行請求権

受益者は、帰属する受益権について、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。（詳しくは、第二部 ファンドの詳細情報 第2 手続等 2 換金（解約）手続等をご参照ください。）

受取代金は、販売会社の本・支店・営業所等において、お支払いします。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
なお、第1期計算期間は信託約款第31条により、平成19年7月31日から平成20年7月30日までとしております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前計算期間（平成19年7月31日から平成20年7月30日まで）及び当特定期間（平成20年7月31日から平成21年1月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

日経平均参照デリバティブ投信・分配追求型0707

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年7月30日現在)	当期 (平成21年1月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	92,887,928	2,781,505
社債券	453,863,830	245,519,070
未収入金	-	904,000
未収利息	44,189	62,008
その他未収収益	-	359,359
流動資産合計	546,795,947	249,625,942
資産合計	546,795,947	249,625,942
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	46,464,600	561,700
未払解約金	39,743,200	900,600
未払受託者報酬	404,708	89,518
未払委託者報酬	5,395,582	1,193,620
その他未払費用	50,000	54,496
流動負債合計	92,058,090	2,799,934
負債合計	92,058,090	2,799,934
純資産の部		
元本等		
元本	595,700,000	561,700,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	140,962,143	314,873,992
元本等合計	454,737,857	246,826,008
純資産合計	454,737,857	246,826,008
負債純資産合計	546,795,947	249,625,942

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自平成19年7月31日 至平成20年7月30日	当期 自平成20年7月31日 至平成21年1月30日
営業収益		
受取利息	60,528,811	3,781,208
有価証券売買等損益	168,472,290	186,231,760
その他収益	-	359,359
営業収益合計	107,943,479	182,091,193
営業費用		
受託者報酬	435,713	181,878
委託者報酬	5,809,031	2,425,182
その他費用	50,000	54,496
営業費用合計	6,294,744	2,661,556
営業利益又は営業損失（ ）	114,238,223	184,752,749
経常利益又は経常損失（ ）	114,238,223	184,752,749
当期純利益又は当期純損失（ ）	114,238,223	184,752,749
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	140,962,143
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,740,680	11,970,300
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,740,680	11,970,300
分配金	46,464,600	1,129,400
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	140,962,143	314,873,992

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	前期 自平成19年7月31日 至平成20年7月30日	当期 自平成20年7月31日 至平成21年1月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価額情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。	社債券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 (平成20年7月30日現在)	当期 (平成21年1月30日現在)
1. 設定年月日 設定元本額 期首元本額 元本残存率	平成19年7月31日 715,000,000円 715,000,000円 83.3%	平成19年7月31日 715,000,000円 595,700,000円 78.5%
2. 特定期間末日における受益権の総数	59,570口	56,170口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は140,962,143円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は314,873,992円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成19年7月31日 至 平成20年7月30日		
分配金の計算過程 計算期間末における費用等控除後の配当等収益が54,234,067円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益54,234,067円を分配対象収益として、うち46,464,600円を分配金額としております。		
区 分	金額（円）	
当ファンドの配当等収益	A	60,528,811
経 費	B	6,294,744
差引配当等収益額	C (A - B)	54,234,067
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	59,570
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	69,475
分配可能額	F (C × D / E)	46,501,955
1口当たり分配可能額	G (F / D)	780
分配額	H	46,464,600
1口当たり分配額	I (H / D)	780

当期
自 平成20年 7月31日
至 平成21年 1月30日

分配金の計算過程

(平成20年7月31日から平成20年10月30日までの計算期間)

計算期間末における費用等控除後の配当等収益が862,216円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益862,216円を分配対象収益として、うち567,700円を分配金額としております。

区 分	金額（円）
当ファンドの配当等収益	A
経 費	B
差引配当等収益額	C (A - B)
当ファンドの当期末残存受益権口数	D
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E
分配可能額	F (C × D / E)
1口当たり分配可能額	G (F / D)
分配額	H
1口当たり分配額	I (H / D)

分配金の計算過程

(平成20年10月31日から平成21年1月30日までの計算期間)

計算期間末における費用等控除後の配当等収益が616,795円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益616,795円を分配対象収益として、うち561,700円を分配金額としております。

区 分	金額（円）
当ファンドの配当等収益	A
経 費	B
差引配当等収益額	C (A - B)
当ファンドの当期末残存受益権口数	D
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E
分配可能額	F (C × D / E)
1口当たり分配可能額	G (F / D)
分配額	H
1口当たり分配額	I (H / D)

（有価証券に関する注記）

前期（平成20年7月30日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
社債券	453,863,830	141,836,170
合計	453,863,830	141,836,170

当期（平成21年1月30日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に 含まれた評価差額
社債券	245,519,070	182,440,160
合計	245,519,070	182,440,160

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期（平成20年7月30日現在）

該当事項はありません。

当期（平成21年1月30日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期（自平成19年7月31日 至平成20年7月30日）

関連当事者の 名称	当ファンドと 当該関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当計算期間末 残高
UBS AG London Branch	当ファンドの 運用の指図を 行う投資信託 委託会社の親 会社	発行社債の購入に かかる受渡代金	715,000,000円	社債券	453,863,830円
		購入した社債から 生じる受取利息	60,423,630円	未収利息	43,202円
		発行社債の売却に かかる受渡代金	92,663,880円		
		売却した社債から 生じる受取利息	4,310,828円		

当期（自平成20年7月31日 至平成21年1月30日）

関連当事者の 名称	当ファンドと 当該関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当特定期間末 残高
UBS AG London Branch	当ファンドの 運用の指図を 行う投資信託 委託会社の親 会社	購入した社債から 生じる受取利息	3,779,894円	社債券	245,519,070円
		発行社債の売却に かかる受渡代金	22,113,000円	未収利息	62,004円
		売却した社債から 生じる受取利息	50,845円	未収入金	904,000円

（注）

1．取引条件及び取引条件の決定方針

当該債券への投資は、目論見書記載の投資方針の通り、株式指数予想変動率や市場金利の条件等に鑑み、選定した発行体UBS AGが発行する、あらかじめ発行条件の定められているユーロ円債に対して行なっており、可能な限り高位に組入れております。なおUBS AGは、信用力や同種債券の発行実績等の条件を総合的に勘案して選定した発行体であります。

2．取引条件の変更及び当該変更が財務諸表に与えている影響

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

前期 （平成20年7月30日現在）	当期 （平成21年1月30日現在）
1口当たり純資産額 7,634円	1口当たり純資産額 4,394円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	UBS銀行円建日経平均株価連動社債 （分配追求型：期限前償還条項付、デジタルクーポン）	561,700,000	245,519,070	
合計		561,700,000	245,519,070	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2009年3月31日現在）

資産総額	253,177,384 円
負債総額	843,894 円
純資産総額（ - ）	252,333,490 円
発行済口数	55,670 口
1口当たり純資産額（ / ）	4,533 円

第5【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績は次の通りです。

計算期間		設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	自 2007年7月31日 至 2008年7月30日	71,500	11,930
第2特定期間	自 2008年7月31日 至 2009年1月30日	—	3,400

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成21年4月28日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

経営体制

（取締役会）

当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

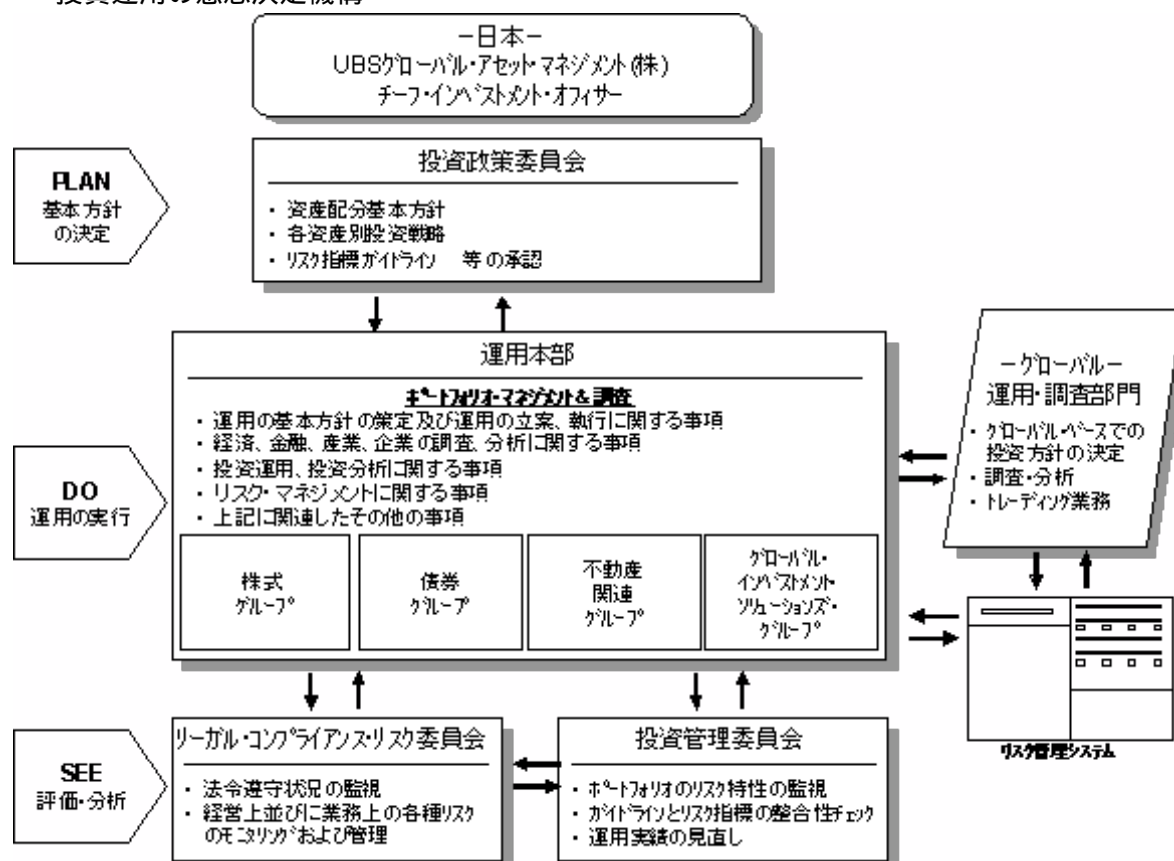
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



(平成21年3月末現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用および投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託（公募）は平成21年3月31日現在、以下のとおりです。

（平成21年3月31日現在）

			ファンド本数 (本)	純資産総額 (百万円)
投資信託総合計			31	537,370
	株式投資信託		31	537,370
		単位型	6	31,630
		追加型	25	505,740
	公社債投資信託		0	0
		単位型	0	0
		追加型	0	0

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年11月17日総理府令第129号）により作成しております。

また、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「証券取引法」第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）及び「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

3. 当社の財務諸表に掲載される科目その他の事項の金額は、従来、期末会計期間においては千円単位、中間会計期間においては百万円単位で記載しておりましたが、第14期中間会計期間より千円単位に統一して記載することに變更いたしました。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期 別		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	構成比	内 訳	金 額 (千円)	構成比
(資 産 の 部)				%			%
流 動 資 産							
預金	*1		5,555,350			5,877,786	
未収入金	*1		143,412			31,623	
未収委託者報酬			283,185			1,582,804	
未収投資顧問料	*1		1,793,888			1,431,887	
その他未収収益	*1		307,110			335,604	
繰延税金資産			117,500			149,900	
その他			2,013			41,928	
流 動 資 産 計			8,202,462	92.6		9,451,535	94.6
固 定 資 産							
投 資 そ の 他 の 資 産			655,609	7.4		539,600	5.4
前払年金費用		90,109			-		
会員預託金		1,000			-		
繰延税金資産		519,500			494,600		
ゴルフ会員権		45,000			45,000		
固 定 資 産 計			655,609	7.4		539,600	5.4
資産合計			8,858,071	100.0		9,991,135	100.0

期 別		前事業年度 （平成19年3月31日）			当事業年度 （平成20年3月31日）		
科目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）	構成比	内 訳	金 額 （千円）	構成比
（ 負 債 の 部 ）				%			%
流 動 負 債							
未払金	*1		4,800			167,906	
未払費用	*1		394,927			573,864	
未払消費税			123,129			128,775	
未払法人税等			1,186,818			1,549,985	
預り金			46,620			41,245	
その他			28,679			1,364	
流 動 負 債 計			1,784,975	20.1		2,463,142	24.6
固 定 負 債							
退職給与引当金			1,238,598			954,822	
退職給付引当金			-			62,653	
固 定 負 債 計			1,238,598	14.0		1,017,475	10.2
負 債 合 計			3,023,573	34.1		3,480,617	34.8
（ 純 資 産 の 部 ）							
株 主 資 本				%			%
資 本 金			2,200,000	24.9		2,200,000	22.1
利 益 剰 余 金							
利 益 準 備 金		463,302			550,000		
その他利益剰余金		3,171,196			3,760,517		
繰越利益剰余金		3,171,196			3,760,517		
利 益 剰 余 金 合 計			3,634,498	41.0		4,310,517	43.1
株 主 資 本 合 計			5,834,498	65.9		6,510,517	65.2
純 資 産 合 計			5,834,498	65.9		6,510,517	65.2
負 債 及 び 純 資 産 合 計			8,858,071	100.0		9,991,135	100.0

(2)【損益計算書】

期 別		前事業年度 〔自 平成18年 4月1日〕 〔至 平成19年3月31日〕			当事業年度 〔自 平成19年 4月1日〕 〔至 平成20年3月31日〕		
		内 訳	金 額 (千円)	百分比	内 訳	金 額 (千円)	百分比
営 業 収 益				%			%
委託者報酬		3,680,598			7,725,742		
投資顧問料	*1	6,141,385			5,847,439		
その他営業収益	*1	1,010,880			1,077,315		
営 業 収 益 計			10,832,864	100.0		14,650,497	100.0
営 業 費 用							
支払手数料			1,238,661			3,235,081	
広告宣伝費			66,351			259,862	
調査費			186,927			228,884	
営業雑経費			76,099			82,189	
通 信 費		4,802			8,698		
印 刷 費		3,084			3,567		
協 会 費		13,535			14,624		
そ の 他	*1	54,676			55,298		
営 業 費 用 計			1,568,040	14.5		3,806,017	26.0
一 般 管 理 費							
給料			2,048,565			2,616,669	
役員報酬		157,429			348,497		
給料・手当	*1	1,440,671			1,505,873		
賞与		450,464			762,299		
退職給与引当金繰入			391,618			36,863	
交際費			15,372			16,029	
旅費交通費			69,691			89,605	
租税公課			46,059			52,126	
不動産賃借料			153,570			183,851	
退職給付費用			104,577			232,915	
事務委託費	*1		1,087,860			1,307,509	
諸経費			32,347			41,344	
一 般 管 理 費 計			3,949,664	36.4		4,576,916	31.2
営業利益			5,315,158	49.1		6,267,563	42.8
営 業 外 収 益							
受取利息		1,312			6,255		
為替差益		-			5,367		
雑収入		527			1,766		
営 業 外 収 益 計			1,840	0.0		13,389	0.1
営 業 外 費 用							
為替差損		6,003			-		
営 業 外 費 用 計			6,003	0.1		-	
経常利益			5,310,995	49.0		6,280,953	42.9
特 別 損 失							
過年度消費税修正損		72,712		0.7	-		
特 別 損 失 計			72,712	0.7		-	
税引前当期純利益			5,238,283	48.3		6,280,953	42.9
法人税、住民税及び事業税			2,284,250	21.1		2,727,937	18.6
還付法人税等			-			31,503	0.2
法人税等調整額			108,200	1.0		7,500	0.0
当期純利益			3,062,233	28.2		3,592,018	24.5

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年4月1日 残高(千円)	2,200,000	193,206	2,971,059	5,364,265	5,364,265
事業年度中の変動額					
剰余金の配当　　《注》		270,096	△ 2,862,096	△ 2,592,000	△ 2,592,000
当期純利益			3,062,233	3,062,233	3,062,233
事業年度中の変動額合計(千円)		270,096	200,137	470,233	470,233
平成19年3月31日 残高(千円)	2,200,000	463,302	3,171,196	5,834,498	5,834,498

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成19年4月1日 残高(千円)	2,200,000	463,302	3,171,196	5,834,498	5,834,498
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		86,697	△ 3,002,697	△ 2,916,000	△ 2,916,000
当期純利益			3,592,018	3,592,018	3,592,018
事業年度中の変動額合計(千円)		86,697	589,320	676,018	676,018
平成20年3月31日 残高(千円)	2,200,000	550,000	3,760,517	6,510,517	6,510,517

重要な会計方針

期 別 科 目	前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1 引当金の計上基準	(1) 退職給付会計 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。 (2) 退職給与引当金 退職給与に備えるため、退職給与規程に従い算出される、当会計年度末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づき必要額を計上しております。 このうち、役員分は81,074千円であります。	(1) 退職給付会計 同左 (2) 退職給与引当金 退職給与に備えるため、退職給与規程に従い算出される、当会計年度末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づき必要額を計上しております。 このうち、役員分は63,661千円であります。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、5,834,498千円であります。 なお、財務諸表規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表規則により作成しております。	—

表示方法の変更

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
未払消費税等は総資産額の1/100を超えたため、区分掲記することとしました。なお、前期は流動資産の未払金に68百万円含まれています。	—

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
-------------------------	-------------------------

*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。 <table><tr><td>預金</td><td>1,206,340千円</td></tr><tr><td>未収入金</td><td>19,169千円</td></tr><tr><td>未収投資顧問料</td><td>71,552千円</td></tr><tr><td>その他未収収益</td><td>138,691千円</td></tr><tr><td>未払費用</td><td>44,969千円</td></tr></table>	預金	1,206,340千円	未収入金	19,169千円	未収投資顧問料	71,552千円	その他未収収益	138,691千円	未払費用	44,969千円	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。 <table><tr><td>預金</td><td>1,219,379千円</td></tr><tr><td>未収投資顧問料</td><td>89,017千円</td></tr><tr><td>その他未収収益</td><td>109,409千円</td></tr><tr><td>未払金</td><td>375千円</td></tr><tr><td>未払費用</td><td>64,682千円</td></tr></table>	預金	1,219,379千円	未収投資顧問料	89,017千円	その他未収収益	109,409千円	未払金	375千円	未払費用	64,682千円
預金	1,206,340千円																				
未収入金	19,169千円																				
未収投資顧問料	71,552千円																				
その他未収収益	138,691千円																				
未払費用	44,969千円																				
預金	1,219,379千円																				
未収投資顧問料	89,017千円																				
その他未収収益	109,409千円																				
未払金	375千円																				
未払費用	64,682千円																				

（損益計算書関係）

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																				
*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>投資顧問料</td><td>258,486千円</td></tr> <tr> <td>その他営業収益</td><td>293,567千円</td></tr> <tr> <td>事務委託費</td><td>177,423千円</td></tr> <tr> <td>給料・手当</td><td>135,072千円</td></tr> <tr> <td>営業雑経費 その他</td><td>34,905千円</td></tr> </table>	投資顧問料	258,486千円	その他営業収益	293,567千円	事務委託費	177,423千円	給料・手当	135,072千円	営業雑経費 その他	34,905千円	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>投資顧問料</td><td>337,134千円</td></tr> <tr> <td>その他営業収益</td><td>364,806千円</td></tr> <tr> <td>事務委託費</td><td>183,048千円</td></tr> <tr> <td>給料・手当</td><td>260,206千円</td></tr> <tr> <td>営業雑経費 その他</td><td>42,470千円</td></tr> </table>	投資顧問料	337,134千円	その他営業収益	364,806千円	事務委託費	183,048千円	給料・手当	260,206千円	営業雑経費 その他	42,470千円
投資顧問料	258,486千円																				
その他営業収益	293,567千円																				
事務委託費	177,423千円																				
給料・手当	135,072千円																				
営業雑経費 その他	34,905千円																				
投資顧問料	337,134千円																				
その他営業収益	364,806千円																				
事務委託費	183,048千円																				
給料・手当	260,206千円																				
営業雑経費 その他	42,470千円																				

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,592,000	120,000

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,916,000	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,916,000	135,000

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																																																								
1. 採用している制度の概要 当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。 2. 退職給付債務に関する事項(平成19年3月31日現在) <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>426,760千円</td></tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td><td><u>516,869千円</u></td></tr> <tr> <td>(3) 前払年金費用</td><td>90,109千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>87,532千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>5,891千円</td></tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td><td>2,817千円</td></tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td><u>13,972千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>104,577千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td><td>0.58%</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>支給倍率基準</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	426,760千円	(2) 年金資産	<u>516,869千円</u>	(3) 前払年金費用	90,109千円	(1) 勤務費用	87,532千円	(2) 利息費用	5,891千円	(3) 期待運用収益	2,817千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>13,972千円</u>	退職給付費用	104,577千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理	1. 採用している制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日現在) <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>498,383千円</td></tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td><td><u>435,730千円</u></td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td><td>62,653千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>90,765千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>6,401千円</td></tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td><td>2,997千円</td></tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td><u>107,538千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>201,707千円</td></tr> <tr> <td>(5) その他</td><td><u>31,208千円</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>232,915千円</td></tr> </table> (注) 上記(5) その他は、臨時に支払った割増退職金であります。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td><td>0.58%</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>支給倍率基準</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	498,383千円	(2) 年金資産	<u>435,730千円</u>	(3) 退職給付引当金	62,653千円	(1) 勤務費用	90,765千円	(2) 利息費用	6,401千円	(3) 期待運用収益	2,997千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>107,538千円</u>	退職給付費用	201,707千円	(5) その他	<u>31,208千円</u>	合計	232,915千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理
(1) 退職給付債務	426,760千円																																																								
(2) 年金資産	<u>516,869千円</u>																																																								
(3) 前払年金費用	90,109千円																																																								
(1) 勤務費用	87,532千円																																																								
(2) 利息費用	5,891千円																																																								
(3) 期待運用収益	2,817千円																																																								
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>13,972千円</u>																																																								
退職給付費用	104,577千円																																																								
(1) 割引率	1.5%																																																								
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																								
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																								
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																								
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																								
(1) 退職給付債務	498,383千円																																																								
(2) 年金資産	<u>435,730千円</u>																																																								
(3) 退職給付引当金	62,653千円																																																								
(1) 勤務費用	90,765千円																																																								
(2) 利息費用	6,401千円																																																								
(3) 期待運用収益	2,997千円																																																								
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>107,538千円</u>																																																								
退職給付費用	201,707千円																																																								
(5) その他	<u>31,208千円</u>																																																								
合計	232,915千円																																																								
(1) 割引率	1.5%																																																								
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																								
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																								
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																								
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																								

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
	(単位：千円)		(単位：千円)
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払費用	25,300	未払費用	30,880
未払事業所税	1,950	未払事業所税	2,070
減価償却超過額	30,390	減価償却超過額	7,940
退職給与引当金	501,270	退職給与引当金	386,690
未払事業税	89,830	未払事業税	116,950
株式報酬費用	22,370	株式報酬費用	72,570
その他	2,360	退職給付引当金	25,370
繰延税金資産小計	673,470	その他	2,030
評価性引当額	-	評価性引当額	-
繰延税金資産合計	673,470	繰延税金資産合計	644,500
繰延税金負債			
前払年金費用	36,470		
繰延税金資産の純額	637,000		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
	(単位：%)		(単位：%)
法定実効税率	40.65	法定実効税率	40.65
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.95
その他	0.28	その他	0.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.54	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.81

（関連当事者との取引）

前事業年度

（１）親会社

前事業年度
自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容 又は事業	議決権の所有 (被所有割合)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ユービーエス・イー・ジー	スイス・チューリッヒ	2.1億スイスフラン	銀行、証券業務	(100%)	なし	金銭の借入れ、人件費の立替等	金銭の借入れ 増加 減少	4,595,622 3,700,218	借金	1,205,340
								投資顧問料他	552,054	未収投資顧問料	71,552
								その他の事務委託費	177,423	その他未収収益	138,691
								人件費	135,072	未収入金	19,169
								経営指導料	34,905	未払費用	44,969

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（２）親会社の子会社等

前事業年度
自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容 又は事業	議決権の所有 (被所有割合)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業務	なし	なし	人件費、社会保険料などの立替	人件費、社会保険料	300,965	未収入金 未払費用	85,933 63,857
	ユービーエス・マネジメント・サービス株式会社	東京都千代田区大手町	2千万円	サービス業務	なし	なし	物品経費、事務所賃借料などの立替	物品経費、事務所賃借料	243,891	未払費用	36,680
	UBS Fund Services (Cayman)	ハイチ	5.6百万米ドル	投資顧問業務	なし	なし	承業業務	その他営業収益	203,650	その他未収収益	49,076
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	74,442	未収投資顧問料	3,263
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託他	671,391 94,627	その他未収収益 未払費用	43,913 19,892
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務に関する事務委託	投資顧問業務に関する事務委託他	16,603	未払費用	3,665
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	2千6百万英国ポンド	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託他	180,820 207,081	未収投資顧問料 その他未収収益 未払費用	71,984 17,462 101,640
	UBS Global Asset Management (Mexico) Inc	米国・シカゴ	5万米ドル	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費	104,422 39,954 71,917	その他未収収益 未払費用	38,681 20,735
	UBS of Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	投資顧問業務	なし	なし	承業業務	その他営業収益	81,563	その他未収収益	19,277
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	5.7百万スイスフラン	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	197,016	未収投資顧問料	8,944
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	8.9百万米ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	人件費などの立替	人件費	33,312	未収入金	33,312

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度

(1) 親会社及び法人主要株主等

当事業年度
自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容 又は事業	議決権の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ユービーエス・エイ・ジー	スイス・チューリッヒ	2.1億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	なし	金銭の預入れ、人件費の立寄等	金銭の預入れ 増加 減少 投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費 経営指導料	3,487,884 3,474,846 337,134 183,048 260,206 42,470	預金 未収投資顧問料 その他未収収益 未払金 未払費用	1,219,379 89,017 109,409 375 64,682

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

当事業年度
自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容 又は事業	議決権の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業務	なし	なし	人件費、社会保険料などの立寄	人件費、社会保険料	296,341	未収入金 未払費用	31,609 53,592
	ユービーエス・マネジメント・サービス株式会社	東京都千代田区大手町	2千万円	サービス業務	なし	なし	物品経費、事務所賃借料などの立寄	物品経費、事務所賃借料	248,707	未収入金 未払費用	15 33,224
	UBS Fund Services (Cayman)	カイマン	5.6百万米ドル	投資顧問業務	なし	なし	承業業務	その他営業収益	201,316	その他未収収益	44,951
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	59,981	未収投資顧問料	2,269
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費	584,135 54,082 23,957	その他未収収益 未払費用	41,363 13,696
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務に関する事務委託	投資顧問業務に関する事務委託	572	未払費用	572
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務に関する事務委託	投資顧問業務に関する事務委託他	52,877	未払費用	21,962
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	5千万英国ポンド	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託他	137,669 324,654	未収投資顧問料 その他未収収益 未払費用	15,945 42,941 180,747
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	77百万英国ポンド	投資顧問業務	なし	なし	人件費の立寄	人件費	13,749		-
	UBS Global Asset Management (Mexico) Inc	米国・シカゴ	5万米ドル	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費	96,397 78,924 55,115	その他未収収益 未払費用	55,575 65,201
	UBS of Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	投資顧問業務	なし	なし	承業業務	その他営業収益	107,448	その他未収収益	30,331
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	5.7百万スイスフラン	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	130,563	未収投資顧問料	3,458

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	270,115円67銭	1株当たり純資産額	301,412円83銭
1株当たり当期純利益	141,770円06銭	1株当たり当期純利益	166,297円15銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当期純利益（千円）	3,062,233	3,592,018
普通株式に係る当期純利益（千円）	3,062,233	3,592,018
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
-	-

(1) 中間貸借対照表

(単位 千円)

		第14期 中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
流 動 資 産			
預 金			3,462,740
未 収 入 金			9,221
未 収 委 託 者 報 酬			2,572,077
未 収 投 資 顧 問 料			1,550,906
そ の 他 未 収 収 益			229,872
繰 延 税 金 資 産			115,700
そ の 他			86,744
流 動 資 産 計			8,027,263
固 定 資 産			
投 資 そ の 他 の 資 産			500,900
繰 延 税 金 資 産		455,900	
ゴ ル フ 会 員 権		45,000	
固 定 資 産 計			500,900
資 産 合 計			8,528,163

(単位 千円)

		第14期 中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
負 債 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
流 動 負 債			
未 払 金			3,330
未 払 費 用			2,073,769
未 払 消 費 税 等			53,849
未 払 法 人 税 等			1,120,970
預 り 金			27,726
そ の 他			1,364
流 動 負 債 計			3,281,010
固 定 負 債			
退 職 給 与 引 当 金			856,188
退 職 給 付 引 当 金			52,766
固 定 負 債 計			908,954
負 債 合 計			4,189,964
純 資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
株 主 資 本			
資 本 金			2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金		550,000	
そ の 他 利 益 剰 余 金		1,588,198	
繰 越 利 益 剰 余 金		1,588,198	
利 益 剰 余 金 合 計			2,138,198
株 主 資 本 合 計			4,338,198
純 資 産 合 計			4,338,198
負 債 及 び 純 資 産 合 計			8,528,163

(2) 中間損益計算書

(単位 千円)

		第14期 中間会計期間 〔 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日 〕	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
営 業 収 益			
委 託 者 報 酬		4,990,563	
投 資 顧 問 料		2,200,160	
そ の 他 営 業 収 益		497,627	
営 業 収 益 計			7,688,350
営 業 費 用			
支 払 手 数 料			2,285,073
広 告 宣 伝 費			142,622
調 査 費			125,478
営 業 雑 経 費			38,609
通 信 費		3,257	
印 刷 費		792	
協 会 費		8,587	
そ の 他		25,972	
営 業 費 用 計			2,591,783
一 般 管 理 費			
給 料			1,051,732
役 員 報 酬	*1	114,219	
給 料 ・ 手 当		780,527	
賞 与		156,985	
交 際 費			5,276
旅 費 交 通 費			35,861
租 税 公 課			25,203
不 動 産 賃 借 料			109,233
退 職 給 付 費 用			88,667
事 務 委 託 費			1,028,976
諸 経 費			14,605
一 般 管 理 費 計			2,359,557
営 業 利 益			2,737,009
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		3,907	
為 替 差 益		433	
営 業 外 収 益 計			4,340
経 常 利 益			2,741,350
税 引 前 中 間 純 利 益			2,741,350
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			1,092,018
還 付 法 人 税 等			11,766
法 人 税 等 調 整 額			72,900
中 間 純 利 益			1,588,198

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期 中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

株 主 資 本			
資 本 金	前 期 末 残 高		2,200,000
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	前 期 末 残 高		550,000
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前 期 末 残 高		3,760,517
	当中間期変動額	剰余金の配当 当期純利益	△ 3,760,516 1,588,198
	当中間期末残高		1,588,198
利益剰余金合計	前 期 末 残 高		4,310,517
	当中間期変動額		△ 2,172,318
	当中間期末残高		2,138,198
株 主 資 本 合 計	前 期 末 残 高		6,510,517
	当中間期変動額		△ 2,172,318
	当中間期末残高		4,338,198
純 資 産 合 計			
	前 期 末 残 高		6,510,517
	当中間期変動額		△ 2,172,318
	当中間期末残高		4,338,198

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

科 目	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
1 引当金の計上基準	(1) 退職給与引当金 退職給与に備えるため、退職給与規程に従い算出される、当中間会計年度末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づき必要額を計上しております。 このうち、役員分は 63,661千円であります。
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。 (2) 退職給付会計 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

追 加 情 報

科 目	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
未収委託者報酬、未払費用	未収委託者報酬及び未払費用は、従来、未払代行手数料を含まない額を資産及び負債に計上しておりましたが、当会計年度から、未払代行手数料を含んだ未収委託者報酬を資産計上するとともに、未払代行手数料を未払費用に計上する表示方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合に比較して、未収委託者報酬及び未払費用は、1,244,532千円大きく計上されておりますが、中間純利益に対する影響はありません。

注 記 事 項

(中間損益計算書関係)

第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)		
*1 役員報酬の範囲額	取締役	年額 300百万円以内
	監査役	年額 50百万円以内

(中間株主資本等変動計算書関係)

第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当金に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

(デリバティブ取引関係)

第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第14期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり純資産額 200,842円52銭 1株当たり中間純利益金額 73,527円69銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。 1株当たり中間純利益の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純利益 1,588,198千円 普通株式に係る中間純利益 1,588,198千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません 普通株式の期中平均株式数 21,600

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

当社の営む業務に第一種および第二種金融商品取引業を加えるための所要の変更を行いました。なお、この変更は平成20年9月4日付の株主総会において承認されております。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成20年12月末現在)	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537百円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年12月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、受益権の設定に関する通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売業務、一部解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年8月5日

臨時報告書

平成20年10月29日

有価証券報告書

平成20年11月5日

臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年3月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 大畑 茂 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経平均参照デリバティブ投信・分配追求型0707の平成20年7月31日から平成21年1月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日経平均参照デリバティブ投信・分配追求型0707の平成21年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	猪鼻孝夫 印
業務執行社員		

代表社員	公認会計士	山口光信 印
業務執行社員		

業務執行社員	公認会計士	野元寿文 印
--------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月10日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	山口 光 信 印
業務執行社員		

指定有限責任社員	公認会計士	野 元 寿 文 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年10月1日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 大畑 茂 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経平均参照デリバティブ投信・分配追求型0707の平成19年7月31日から平成20年7月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日経平均参照デリバティブ投信・分配追求型0707の平成20年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代 表 社 員	公 認 会 計 士	猪 鼻 孝 夫 印
業 務 執 行 社 員		

代 表 社 員	公 認 会 計 士	山 口 光 信 印
業 務 執 行 社 員		

業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	野 元 寿 文 印
-------------	-----------	-----------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。